

平成31年3月29日（香川県報号外）香川県規則第19号中訂正

4ページ	誤	、 <u>気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点</u>
	正	、 <u>気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点</u>